

Title	『伯爵清浦奎吾傳』：明治二四年から明治三九年まで
Sub Title	A biographical study of Kiyoura Keigo as a cabinet minister in Meiji era
Author	小野, 修三(Ono, Shuzo)
Publisher	慶應義塾大学日吉紀要刊行委員会
Publication year	2013
Jtitle	慶應義塾大学日吉紀要. 社会科学 (The Hiyoshi review of the social sciences). No.24 (2013.) ,p.51(38)- 88(1)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	小野修三教授退職記念号
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10425830-20140331-0051

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

『伯爵清浦奎吾傳』

——明治二四年から明治三九年まで——

小 野 修 三

はじめに

本稿は「編輯兼發行人井上正明」、「發行所伯爵清浦奎吾傳刊行會」、上卷昭和一三年二月一日發行、下卷昭和一〇年七月發行の『伯爵清浦奎吾傳』について、その記述内容を検討しつつ、清浦奎吾に関する伝記的研究を試みんとするものである。正確には筆者は昨年度の本紀要において「明治五年から二四年までの清浦奎吾の経歴^①」を『伯爵清浦奎吾傳』上巻を参照しつつ論じているので、本稿はそれに続く貴族院議員勅任、内務省警保局長辞職以後、司法大臣、農商務大臣を歴任して枢密院顧問官親任、貴族院議員辞職に至るまでの清浦について、同書（上巻）第三編が記す「歐洲視察」、「再び司法省に入る」、「支那漫遊」、「三たび司法省に入る」、「桂内閣時代」から同書（下巻）第四編が記す「樞密院に入る」まで、すなわち明治二四年（一八九一年）から明治三九年（一九〇六年）まで、その年齢にして四一歳から五六歳までの一五年間を論じたいと考える。したがって本稿では、同書（下巻）第四編の続く「内閣組織拜命」、「爾後の十年間」そして第五編の「再度の組閣拜命」、第六編の「閑中忙、忙中閑」という大正期以降の清浦の経歴については扱わないことになる。

第一章 貴族院議員にして司法次官

清浦家所蔵の履歷書（農商務省便箋、内閣便箋、清浦家便箋に筆記されたもの三種）によれば、清浦奎吾は明治二十四年四月九日に「貴族院令第一條第四項ニ依り貴族院議員ニ任」ぜられ、次いで同じ四月九日に「依願免本官」とある。貴族院議員に任命され、次いで内務省警保局長を辞職という順序には間違いないが、裁可を仰いだ日と裁可が下った日とが同一であるとすると、日付は不正確だと思われる。貴族院議員に任命されたのは明治二十四年四月四日、「依願免本官」は同年四月九日と記すべきだったのではないか。国立公文書館所蔵「内務省警保局長清浦奎吾貴族院議員ニ被任ノ件」には、次の文書が納められている。すなわち、

「内務省警保局長從四位勲五等清浦奎吾／貴族院令第一條四項ニ依り貴族院議員ニ任ス／右謹テ裁可ヲ仰ク／明治廿四年四月四日／内閣總理大臣伯爵山縣有朋花押」⁽²⁾／は改行を意味する。以下同じ——筆者注

そして国立公文書館所蔵「内務省警保局長清浦奎吾依願免官ノ件」には、清浦自身の筆になる次の文書がある。すなわち、

「私儀／今般貴族院議員ニ勅任セラレタルニ付退官致度速ニ聴許相成候様可然御取計アラムコトヲ請フ敬具／明治廿四年四月□日内務省警保局長清浦奎吾印／内閣總理大臣伯爵山縣有朋殿」⁽³⁾（□は空欄を意味する。以下同じ——筆者注）

そしてこれを受けて内閣が発した次の文書が納められている。すなわち、

「内務省警保局長清浦奎吾／依願免本官／右謹テ裁可ヲ仰ク／明治廿四年四月九日／内閣總理大臣伯爵山縣有朋花押」⁽⁴⁾

こうして清浦は明治九年八月司法省に「補司法省九等出仕」⁽⁵⁾として入省以来一五年に亘る官職から明治二四年四月に離れたが、間を置かず貴族院議員となる。貴族院とは明治二二年二月一日「勅令十一号 貴族院令」に「朕大日本帝國憲法ノ明文ニ依リ樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ貴族院令ヲ發布ス云々」とあり、御名御璽に続いて内閣総理大臣伯爵黒田清隆、樞密院議長伯爵伊藤博文、外務大臣伯爵大隈重信らの署名に続き、「第一條 貴族院ハ左ノ議員ヲ以テ組織ス」として、五種類の議員が列記されていた。すなわち、

「一 皇族

二 公侯爵

三 伯子男爵各々其ノ同爵中ヨリ選舉セラレタル者

四 國家ニ勲勞アリ又ハ學識アル者ヨリ特ニ勅任セラレタル者

五 各府縣ニ於テ土地或ハ工業商業ニ付多額ノ直接國稅ヲ納ムル者ヨリ一人ヲ互選シテ勅任セラレタル者」⁽⁶⁾

内務省警保局長清浦奎吾は明治二四年四月四日の時点で、この貴族院令第一條第四項の「國家ニ勲勞アリ」⁽⁷⁾として内閣から推薦されて「勅任セラレタル」議員となり、同月八日付で埼玉県知事小松原英太郎が内務省警保局長に任命され、翌九日付で清浦は内務省を去った。

明治二四年の貴族院議員一年生当時の清浦の様子を伝える記述は、清浦家所蔵の履歴書では実質的に何も見られないが、この明治二四年には清浦家所蔵の履歴書の明治二三年二月一八日の項に記された「御用有之歐洲へ被差遣」が実施されていた。『伯爵清浦奎吾傳』が呼ぶ「歐洲視察」である。つまり、本来は内務省警保局長としての、「御用」という緩やかな任務を帯びた海外出張の⁽⁸⁾すが、当該官職を離れた後の貴族院議員の身分での出張であつたのであり、このことは今日の常識からすれば許容されないかも知れないが、明治政府の最重要課題たる不平等条約改正のための統治機構整備作業という趣旨で、「貴族院議員元警保局長清浦奎吾君」の出張は広く承認されていたと考えられる。『伯爵清浦奎吾傳』は清浦自身の言葉を「清浦伯談」として伝えているので、その「清浦伯談」から

引用しよう。警保局長代理を立てての出張ということも、実現は無理だったが、手続としてはあったことが読める。すなわち、

「〔前略〕私も二十年頃からは非一度歐洲を一巡して來たいと云ふ希望を、しきりに頼みこんだが、何分當時警保局長の要職にあり、文字通り不眠不休、晝夜兼行と云ふ多忙さで、洋行などとても許可されさうになかった。／二十三年だった。餘りやかましく催促するものだから、兎も角、洋行許可の辭令だけは發せらるゝことになり、その年二月、御用有之歐洲に差遣はさると云ふ洋行の手形を與へられた。しかしこの年は、恰も第一回帝國議會開會の年なので、實際は洋行の途に就くことを叶へさせられず、議會が濟んで、二十四年四月私は思ひ切つて、警保局長の現職を辭することにした。當時としては警保局長の職は、到底代理ではやつて行けない事情があつたからである。」⁽⁹⁾

ここにおいて前述の事情とは異なるが、再び日付の問題に触れねばならない。国立公文書館所藏「内閣・警保局長清浦奎吾歐洲へ差遣ノ件」を見ると、「洋行許可の辭令」は明治三三年二月ではなく、その半年前の明治三二年九月の段階で内務大臣が内閣總理大臣に上奏書を届け、内閣もこれをその時点で承認していたことがわかる。そしてその承認が下りてから、日付のみ半年後の翌明治三三年二月に変更という手続きが執られていたようである。まず三種の書類を引用しよう。すなわち、

「内務省警保局長清浦奎吾歐行ノ件／御用有之歐洲へ被差遣 内務省警保局長清浦奎吾／右警察事務取調ノ為メ往返共一ヶ年ノ積ヲ以テ歐洲へ被差遣度尤モ右ニ係ル經費ハ総テ當省經費ヲ以支辨ノ筈ニ付頭書之通命セラレ度謹テ／上奏ス／明治廿二年九月廿六日 内務大臣伯爵松方正義印⁽¹⁰⁾」

「別紙内務省警保局長清浦奎吾歐行ノ件／上奏書進達ス／明治廿二年九月廿六日 内務大臣伯爵松方正義印／内閣總理大臣伯爵黒田清隆殿」⁽¹¹⁾

「明治廿二年九月廿七日 内閣書記官印／内閣總理大臣黒田清隆花押 内閣書記官長印／各省大臣印（花押）／内務大臣上奏内務省警保局長清浦奎警察事務取調ノ為メ歐洲へ差遣ノ件／右閣議ニ供ス／内務省警保局長清浦奎吾／御用有之歐洲へ被差遣」⁽¹²⁾

そしてこの三番目の書類の欄外には「廿三年二月十八日附変」と書き足されており、閣議の決定の日付は最終的には清浦家所蔵の履歴書および『伯爵清浦奎吾傳』の記述の通り明治二十三年二月一八日であったことがわかるが、実は国立公文書館所蔵「内閣・警保局長清浦奎吾欧州へ差遣ノ件」には次のもう一通の書類が含まれている。日付変更は一再ではなかったようである。すなわち、

「内務省警保局長清浦奎吾／御用有之歐洲へ被差遣／右謹テ奏ス／明治廿二年十一月十八日／内閣總理大臣公爵三條實美花押」⁽¹³⁾

繰り返された日付変更からはまさしく当時の清浦の「不眠不休、晝夜兼行」が浮かび上がるが、この海外出張の実際はどのようなものであったのか。「清浦伯談」は次のように伝えている。すなわち、

「私は洋行中、主として警察制度、監獄制度および自治體に關して、ヨーロッパ諸國を視察するのが目的であつた」⁽¹⁴⁾。

「私がドイツに渡つた頃、丁度、西園寺公が公使としてそこに居られたが、既に歸朝の許可を得て、近日中に出發されると云ふことであつた。（中略）西園寺公の後には井上勝之助氏が代理公使を勤められた。又日本に會て四年も雇はれて居たハフトマン・ヘーン氏が、丁度、私が洋行する前年の秋に歸國して居られたので、大に歓迎され、警察、監獄、自治體のことを調査する上に、種々奔走して呉れた。井上代理公使も内務大臣に紹介の勞を採つてくれた云々」⁽¹⁵⁾。

出張からの帰國は明治二十五年三月五日であり、前年四月下旬に出發していたので、一〇カ月余の洋行だったことになる。この出張中

に清浦はトルコ皇帝から勲章を贈与されていたが、この件について『伯爵清浦奎吾傳』はこう説明している。すなわち、「（トルコ入国に先立つ明治二三年九月―筆者注）トルコの一軍艦が、わが紀州沖で難破した事件があつた。帝國軍艦はその乗組員の救助せられた者を送つて、コンスタンチノーブルに赴き、トルコ帝室及び國民に對して、非常の好感を與へた。（中略）伯はそのために、豫想外の大歓迎を受けた。（中略）清浦伯爵は國賓の取扱ひを受け、オスマン三等勲章をさへ贈られた。』⁽¹⁸⁾

清浦はこの勲章の「受領佩用」⁽¹⁹⁾許可を賞勲局總裁侯爵西園寺公望に對して、帰国後の明治二五年三月一〇日に願ひ出て、同月一八日に裁可を仰ぐ手続きが執られていた。すなわち、

「貴族院議員從四位勲五等清浦奎吾土耳其格國オスマニヤ三等勲章受領及佩用願ノ件／右謹テ裁可ヲ仰ク／明治廿五年三月十八日
／内閣總理大臣伯爵松方正義花押」⁽²⁰⁾

また清浦は帰国後一カ月が過ぎた明治二五年四月一六日、「一ツ橋外帝國大學講義室に開きたる獄事懇話會」⁽²¹⁾において、聴衆には帰朝報告と受け取られたであろう演説を行なつていた。新聞にその「要旨」⁽²²⁾が載つたので、その新聞記事から引用しよう。すなわち、

「余は監獄改良を唱る一人なり其改良を望む所以のものは唯國家は國家本領の義務として國法執行の精神を貫く為めには監獄懲治の目的を達するに要する義務は盡さざるべからざればなり抑も監獄は刑の執行場たり然るに其監獄にして刑の執行方法刑法の精神に副はずんば是れ國家自ら刑法の遵守を怠るものなり監獄改良の道を講ずるは實に必要已むべからざるものなり

（中略）

犯罪は一種の傳染病なり又一種の遺傳病なり其害毒は實に恐るべきものにして若し之れに對する感化懲治の道其宜しきを得ざるときは社會は其毒氣に傳染し吾人の生命財産の安固を害するに至らんとす之れが撲滅は最も力を盡さざるべからず彼の葡萄或は林檎の園圃を見よ能く空氣を流通せしめ勉めて蟲害を豫防し若くは之を驅除することを怠らず人は世界と云ふ天然の園圃に生じたる美

果良種にあらずや然るに其蟲害を豫防し若くは之を驅除するの力を盡すこと却て葡萄林檎を愛養するに及ばざるものは抑も何の心ぞや

蓋し監獄の學理を論ずるは獨り監獄學者の任にあらず又監獄行政の改良を圖るは單に獄務當局者の責のみならず其他の人士に於ても亦間接の責任ありと云はざるべからず世の人士が監獄を度外視するは即ち監獄の改良せざる所以なり放免囚保護會社の隆盛に興起せざるは以て世人が監獄に冷淡なるを徴するに足る試みに思へ吾人は監獄費を負擔するの義務あり又其制度及施行に關し喩を容るゝの權利ある以上は監獄の事は宜しく注目せざる可からず即ち官民力を協せ傳染病の退治に力を盡すが如く犯罪てふ一種の傳染病並に遺傳疾に對しても亦共に力を盡し以て此病魔を社會より驅逐し天然の園圃を清潔ならしめざるべからず

我邦近年獄事の改良に従事し或は獄務官練習所を設け或は監獄巡閱官監獄評議會等を設け力を盡したるを以て之を封建時代の監獄に比すれば稍や其面目を一新したりと雖も顧て之を歐洲監獄の狀況に比すれば未だ完全の域に達せざるのみならず猶幼穉にして往々監獄と謂はんより寧ろ犯罪人共同繋囚場と稱するの適當なるものあり例へば我監獄則によれば犯罪の種類、犯數及犯人の年齢等に因て各監房を別にするの制なるも實際往々此目的を達すること能はざるものあり特に縣廳所在地外の監獄に至りては僅かに男囚女囚を區別するに過ぎず實に今日の監獄は國庫金及地方費を以て設置したる惡業者養成所なりと謂ふも亦強ち誣言にあらざるべし此の如き有様にて條約改正を為すあらば外國人を囚檻するに當り大に不都合を唱ふるものあるに至るべし或は云ふ外人若し我國法權の下に立つに至らば之が取扱は特別にすれば可なりと云ふものもあるも同一の法律に服すべき人民にして其取扱を異にするは不公平にして行ふ能はざることなり

(中略)

余が見る所を以てすれば幼年囚徒は普通監獄より分離し數縣を合して幼年檻を設け成べく之を分房制に構造し強制教育的精神を以て彼の不幸憐むべき者を養成し純白の質に化せしめんことを希望す又幼年の不論罪者にして懲治場に入る者の如きは感化院又は強制教育所に於て一日若くは一週若干の賄費を以て之に委託して懲治せしめ得るの法を設くるも亦必要なる業なりとす

初期の犯罪者は初期の肺患者の如く其治療によりては充分回復の望ある者なり然るに我國の現況は初期の犯罪にして改悛の望みあ

る者は却つて監獄中最も不完全なる監獄に拘禁せられ之を檢束する紀律之を改悛せしむる教誨十分ならず役業は稿工の如き以て役となすに足らざる業を執らしめ給養亦或は欠くる所あるを免かれず是豈に初犯者に對するの道ならんや斯の如き將來に改悛の望ある者は可成之を良制の監獄に入れ成るべく之を分房に拘禁し其改悛の情狀顯著なる者は假出獄等の恩典に浴せしめ斯民をして一人たりとも純白に復せしめんことを希望するは則ち吾人の共同生存する此社會を清淨、安寧ならしめんが爲めに過ぎず又教誨師は犯罪と云ふ傳染兼遺傳病者の醫師にして説教は其病根を治療するの藥劑なれば可成良醫否良教誨師を求め良藥を投ぜざるべからず是迄の様に日曜休役の後に至り儀式様に總囚を混同して説教するが如きは所謂氣休めに賣藥を服用すると一般にて其効能はなかるべし頃ろ各監獄の教誨師が都下に集りて教誨改良の協議ありと聞く余は教誨師諸士に對しては一層の盡力を請はざるべからず⁽²³⁾」。

「而して監獄の改良を圖るの道は一にして足らずと雖ども監獄の改良を圖るに主因となる者は實に監獄費の支出法是なり余は固より監獄費國庫支辨論を主張するものなり併し余は絶對的に監獄費を國庫支辨と為すべしとは論ぜず只果して地方税負擔にても改良が出来得る者ならば是非之を國庫支辨にせよとはいはず然れども之を既往に徴し現在に照し及將來を察するに地方税支辨を以て改良の目的を達する事難く之を國庫支辨となさば有形或は無形上に監獄の改良を圖るに都合よし然るに昨年の通常會に於て此の道理あり便益ある監獄費國庫支辨案を一抹に廢棄したるは痛惜すべきなり余は此議案が再び五月の議會に提出せらるゝあらば議會は吾人をして痛惜を復たびせしめざる事を希望す⁽²⁴⁾」。

最後に言及された「監獄費國庫支辨案」(正式には「府縣監獄費及府縣監獄建築修繕費ノ國庫支辨ニ關スル法律案」⁽²⁵⁾)が政府から帝國議會に提出されたのは、明治二十四年二月一日に開會された第二回通常議會においてであつた。衆議院で當該法案審議が二月二日から始まり、二月九日に至つて「監獄費ヲ國庫支辨トナスハ性質上其然ル可キヲ認ムレトモ時機尚早キヲ以テ本案ヲ廢棄スル」案⁽²⁶⁾が賛成多数で採択された。これを受けて二月一四日に開かれた貴族院では「議長(侯爵蜂須賀茂韶君)一昨日衆議院ヨリ政府提出府縣監獄費及府縣監獄建築修繕費國庫支辨ニ關スル法律案ヲ否決ニナリマシタ通知ヲ受領致シマシタ、此段ヲ御報告ニ及ビマス」⁽²⁷⁾との報告が

なされたが、法案審議には至らなかった。先述の通り、この当時清浦は洋行中であつた。

これに対して、清浦が洋行から戻った「五月の議會」、すなわち明治二五年五月六日に開会し、六月一四日に閉会した第三回帝國議會⁽²⁸⁾においては、まず貴族院の方で五月七日に「府縣監獄費及府縣監獄建築修繕費國庫支辨ニ關スル法律案受領ノ報告」⁽²⁹⁾が行なわれ、五月九日から一四日まで審議が行なわれた。そしてその五月一四日には同「法律案ヲ衆議院ヘ送付セシ報告」⁽³⁰⁾がなされ、これを受けて衆議院では同案の「審査特別委員會」⁽³¹⁾が設置されて、六月六日には政府委員小松原英太郎が「監獄費國庫支辨ノ原因ハ遇囚統一ノ實ヲ舉クルニアリ現時各府縣ニ置ケル囚徒ノ給與獄舎ノ構造區々ニシテ或ハ改築ヲ要スルモ財政ノ餘裕ナク遂ニハ囚人ヲシテ不便ヲ起サシムルノ地夥多アリ」⁽³²⁾と答弁していた。そして、六月一四日には委員長中野武堂が現行制度は地方分権に資するもので、このままで差支無しとの反対論を述べた後に、「討論ノ盡セルヲ以テ即チ終結ヲ告ク平林九兵衛君ハ原案ニ賛成ヲ表シ他ハ悉ク本案否決ノ意思ナルヲ以テ勿論起立ヲ取ルニ及スト思考ス如何」⁽³³⁾と議場に問い、「委員長ハ多數ヲ以テ當委員會ハ本案ヲ否決ス可キ旨ヲ宣告」⁽³⁴⁾した。清浦の「希望」は叶うことなく、第一四回通常議會での採択（明治三三年一月一五日法律第四号「府縣監獄費及府縣監獄建築修繕費國庫支辨ニ關スル法律」）まで持ち越されることになるが、「監獄費國庫支辨論」は洋行に先立つて公表されていた清浦の持論であつた。

『伯爵清浦奎吾傳』はこの持論の展開に関して、「清浦伯爵は外遊發途に先だつて、左の書翰と共に『節約したる政費を以て、府縣監獄の費用を國庫支辨の舊に復すべき意見』を大日本監獄協會に送つた。又別に同意見書を貴衆議院議員にも配付した」⁽³⁵⁾と説明している。『大日本監獄協會雜誌』第三六号（明治二四年四月）に掲載された書簡と意見書を順に紹介しよう。最初に引用する書簡はその全文、次の意見書はその抜粹である。すなわち、

「拝啓愈御清福敬賀々々陳は左の一篇は余か獄務上所見の概要なりとす就ては本年帝國議會に於て此の意見を提出せんとするの所存に有之候處今回歐洲漫遊の途に就き到底本年の議會に列することを得されは今茲に之を貴會に投して博く江湖の公評を請はんとす幸に紙上の餘白を吝まる、なくんは幸甚猶此件に關して歐洲漫遊中見耳上参考と為るべき事柄は時々之を貴會に寄贈することもあるへければ是亦た登載あらんことを希望す勿々敬具／廿四年四月廿日 貴族院議員清浦奎吾／大日本監獄協會御中」⁽³⁶⁾

「今回政費節減に因りて將來に生ずる餘裕六百五十萬圓の處分如何は實に目下の一大問題なりとす之れを以て地租五厘を減ぜん
乎是れ土地所有者就中豪農に向て一時の歡心を買ふに過ぎす小作人等に至ては纔に濁醪^{ドロロク}一杯の醉を買ふて一睡の慾を充たする
〔に〕價ひするのみ況んや一日輕減したる地租は他日國家の需要を増すの必要に迫ることあるも復た容易に加重す可らざるの勢あ
るに於てをや故に之を以て減租に供せんとするは未だ以て適當の方案と為すへからず熟々之か方法を考ふるに府縣監獄費及府縣監
獄建築修繕費其他地方稅支辨に屬する治水堤防費等素と國庫に於て支辨すべきものにして一時財政の都合に因りて地方の負擔に移
したる者を國庫の支辨に復し之に因て一般人民の負擔を輕くするの適當なるに若かす（中略）今監獄費の性質上其他の諸點より當
然國庫の支辨に屬すべきものにして且遇囚の公平を保ち及將來監獄の改良を圖る等の點に於て之を國庫支辨と為すの必要なる所以
を舉ぐれば左の如し

第一 監獄の費用は其性質上國費を以て支辨すべきものとす 盖し犯罪は國法に對するの所為にして犯罪者を拘禁し刑罰を加ふる
は國權を以てするものなり（下略）

第二 府縣監獄費等を地方稅の支辨たらしむるは大に在監人の拘禁上に公平を失するの弊あり（下略）

第三 或地方に過分の監獄費を負擔せしむる（中略）制度は公平を得たるものにあらすと云ふ者あるも吾人は之を辯するの辭なき
奈何せん

第四 冗費節減繁文省略の旨趣に反す（下略）

第五 將來改良上大に不可なるものあり 盖し地方稅を以て地方監獄の改良を圖らんとせば彼の佛國と同一轍を踏むに至らんこと
を恐る（中略）以上の理由あるを以て府縣監獄の費用を國庫支辨の舊に復し以て廣く地方稅分擔者の重荷を輕くし併せて監獄の改
良に利便を與へ以て所謂刑は刑なきに歸せんことを圖るは豈今日の最大急務ならずや³⁷」。

このように「監獄の改良を圖るに主因となる者は實に監獄費の支出法」すなわち「監獄費國庫支辨」であるとの主張は洋行の前後を
通して変わることはなかったわけだが、洋行後における、例えば「幼年囚徒は普通監獄より分離し數縣を合して幼年檻を設け成べく之

を分房制に構造し強制教育的精神を以て彼の不幸憐むべき者を養成し云々」といった議論に接する時、清浦が後の司法大臣在職中に小河滋次郎という、「国家がその責任で教育的対応を行なう必要性認識」⁽³⁸⁾を抱いた監獄事務官が取り組む「監獄改良」の支持者として振る舞う下地が、この時期に垣間見られるように思う。下地ということ言えば、しかし、明治十九年に穂積陳重教授の下で監獄学を学んでいた小河を、同教授の推薦で内務省警保局長当時の清浦が同局に採用した時点で、既に培われていたと言うべきかも知れない。⁽⁴⁰⁾
ところで、洋行から清浦が戻って半年も経たない明治二十五年八月八日に、第一次松方正義内閣が第二次伊藤博文内閣に交代し、その組閣された新内閣にあつて、司法大臣に山県有朋が就任する。山県は、内務大臣当時の部下で自らが貴族院議員に任命した清浦を司法次官として迎え入れた。清浦は一年半で官職に復帰し、貴族院議員にして司法次官となった。明治九年八月司法省に「補司法省九等出仕」として入省し、ここに「再び司法省に入る」事情を清浦自身は以下のように説明している。すなわち、

「(前略) 兎も角も(山縣)公自身は、司法畑には全然素人の方であり、次官にはこの方面に明るい人物を得なければならない。言ひ換れば、好い女房役を得なければならぬと云ふので、この事を前の司法大臣山田顯義氏に相談された。ところが山田氏はその時、私を司法次官に推薦された模様で、山縣公も私は以前からよく知つて居るから、至極結構だと云ふ譯で、議一決し、私はその交渉を受けて快諾した。八月二十三日(明治二十五年)のことであつた。」⁽⁴²⁾

清浦が司法次官に就任するのは、しかし、第二次伊藤博文内閣が発足した明治二十五年八月八日付ではなく、「八月二十三日」すなわち二週間ほど遅れていた。その原因に関しては、『伯爵清浦奎吾傳』は内務大臣に就任した井上馨がその「女婿都築馨六を通じて清浦伯爵を警保局長に任命すべく交渉した」⁽⁴³⁾ことを挙げている。この誘いを円満に辞退するのに時間を要したということである。なお、内務省では明治二十五年八月二七日付で大森鍾一が警保局長に任命された。⁽⁴⁴⁾

第二章 司法次官から司法大臣へ

明治二五年八月八日に発足した第二次伊藤博文内閣は四年間続き、明治二九年九月二六日には再び松方正義内閣へと交代し、その第二次松方内閣において清浦は今度は司法大臣に任命される。司法次官を四年間勤めてからの初めての入閣、初めての司法大臣であった。明治二九年（十一月一日現在）『職員録（甲）』（内閣官報局）の司法省の欄にはこうある。すなわち、

「司法省官制 明治二十六年十月勅令第四百十三號（抄）／一 司法大臣ハ各裁判所及檢事局ヲ監督シ檢察事務ヲ指揮シ恩赦及復權ニ關スル事項其ノ他諸般ノ司法行政事務ヲ管理ス／一 大臣官房ニ於テハ通則ニ掲クルモノ、外左ノ事務ヲ掌ル／一、裁判所ノ設立廢止及管轄區域竝其ノ變更ニ關スル事項／二、裁判所附屬吏員及辯護士ノ身分ニ關スル事項／一 司法省專任參事官ハ四人專任書記官ハ二人ヲ以テ定員トス／一 司法省屬ハ八十人ヲ以テ定員トス／一 司法省ニ技手二人ヲ置ク／大臣 正三、勳三清浦奎吾（中略）／次官二等 正五、勳四横田國臣（中略）／大臣官房／（中略）／民刑局／司法省官制明治二十六年十月勅令第四百十三號（抄）／一 司法省ニ民刑局ヲ置キ左ノ事務ヲ掌ラシム／一、民事、刑事及其ノ他ノ法律命令ニ關スル事項／二、裁判及檢察ノ事務ニ關スル事項／三、恩赦及復權ニ關スル事項／一局長ハ勅任トス／局長二等 文官普通試験委員長從五、勳六高木豊三（中略）／參事官四等二級 文官普通試験委員長正六、勳六倉富勇三郎（下略）⁽⁴⁵⁾」。

明治二九年十一月現在で司法省は一省一局（民刑局）であり、当時の内務省が一省六局（県治局、警保局、土木局、衛生局、杜寺局、庶務局）であったことと比較すれば、確かに小さな官庁⁽⁴⁶⁾であったが、「各裁判所及檢事局ヲ監督シ檢察事務ヲ指揮シ」という点を考慮すれば、司法省が小さいとの形容は当たらないだろう。

第二次松方内閣は一年四ヵ月続いたが、これに続く第三次伊藤内閣、第一次大隈内閣はいずれも半年余で交代し、第二次山県内閣の誕生となった。清浦は第二次山県内閣発足当時を振り返り、次のように回想している。すなわち、「第二次山縣内閣は三十一年十一月

から三十三年十月まで、約二個年も繼續して退却した。初め公は出馬の意思はなかつたのであるが、最近一個年に三回も内閣が更迭して、四度目の内閣であると云ふやうな譯で、どうしてもこの難局の政界を切り抜けるのには、山縣公を措いて他にその人がないと云ふので、結局、公の出馬と為つたのであつた。⁽⁴⁷⁾ ちなみに、「難局の政界」の明治三十一年前半に清浦は「支那漫遊」⁽⁴⁸⁾を試みていた。

明治三十一年一月に発足した第二次山県内閣において、清浦は二回目の入閣、二回目の司法大臣に就任する。明治九年の司法省への入省以来、「三たび司法省に入る」ことになった。山県と清浦の間柄は、かつては内務大臣と内務省警保局長、司法大臣と司法次官であつたのが今度は内閣総理大臣と司法大臣である。清浦の前任者は第三次伊藤内閣の曾根荒助、第一次大隈内閣の大東義徳であつたが、両名合わせても在任期間は清浦の第一回目の第二次松方内閣における在任期間一年四ヵ月よりも短かつた。第二次山県内閣は明治三十一年一〇月まで続いたので、第二回目の清浦の法相としての在任期間は一年一ヵ月、さらに清浦は第一次桂太郎内閣にあつて明治三四年六月から明治三十六年九月まで二年三ヵ月法相に在任したので、単純な合算で法相在任期間は五年六ヵ月ということになる。司法次官時代を含めれば、九年を越えていた。

明治三十九年に枢密顧問官に就任し、貴族院議員を辞職するまで清浦奎吾はどのような職責を果たしていたのか。明治二十四年の貴族院議員勅任以後、明治三十九年までの経歴を清浦家所蔵の履歴書から抜粋して年表にして見よう。

明治二十四年（一八九一年）	四月 四日	任貴族院議員（内閣）
二十五年（一八九二年）	八月二三日	任司法次官（内閣） ⁽⁴⁹⁾
二十六年（一八九三年）	四月二〇日	法典調査会査定委員被仰付（内閣）
二十七年（一八九四年）	三月三一日	法典調査会委員被仰付（内閣）
二十九年（一八九六年）	一月三一日	台湾事務局委員被仰付（内閣）
	四月一〇日	台湾事務局官制廢止
	九月二六日	任司法大臣（内閣）

	一〇月二八日	臨時政務調査会副総裁被仰付（内閣）
	一月五日	法典調査会副総裁被仰付（内閣）
三〇年（一八九七年）	一月一九日	臨時政務調査会委員長被仰付（内閣）
三一年（一八九八年）	一月二二日	依願免本官
	二二日	依願法典調査会副総裁被免
	六月二九日	法典調査会副総裁ノ職ヲ奉シ勲勞不尠ニ付キ旭日重光賞ヲ授ケ賜フ（賞勲局）
	一月八日	任司法大臣（内閣）
	二四日	法典調査会副総裁被仰付（内閣） ⁵⁰
三二年（一八九九年）	二月二七日	条約実施準備ニ関スル調査ノ事務ヲ総理シ勲勞不尠ニ付金杯壹組ヲ賜フ（賞勲局）
三三年（一九〇〇年）	一〇月一九日	依願免本官
	三〇日	法典調査会副総裁被免
三四年（一九〇一年）	六月二日	任司法大臣（内閣）
	六日	法典調査会副総裁被仰付（内閣）
三五年（一九〇二年）	二月二七日	依勳功特授男爵（宮内省）
		特旨ヲ以テ華族ニ被列
三六年（一九〇三年）	七月一七日	兼任農商務大臣（内閣）
	九月二二日	免本官専任農商務大臣（内閣）
三八年（一九〇五年）	九月一六日	兼任内務大臣（内閣）
三九年（一九〇六年）	一月七日	依願免本官並兼官（内閣）
	四月一三日	任枢密顧問官

五月一七日 依願免貴族院議員

これらの経歴のなかの法典調査会を巡っては、「清浦伯談」に次のような証言がある。すなわち、

「法典調査のことは、餘程大きい問題だったので、その取極め方が宜しきを得なかつたならば、大變面倒な問題を惹起したであらうと考へられた。第一、學派の衝突があつた。即ち法典草案は餘りにフランス派に偏して居たので、イギリス學派、ドイツ學派等の反對が、可なり猛烈を極めた。第二、政治的關係も相當複雑化して、一時大混亂に陥つたかに見えた。(中略) 幸ひに時の宰相伊藤公は、極めて寛容の態度を以て各派各黨間の意見を能く採用し、こゝに一の法典調査委員会官制を設けて、明治二十七年三月二十六日これを公布し云々⁵¹⁾」。

正確を期せば、この「明治二十七年三月二十六日」に公布されたのは、その一カ月前の二月二十八日の閣議に提出された改正勅令案が「朕法典調査會規則ノ改正ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム」御名御璽ノ明治二十七年三月二十六日ノ内閣總理大臣伯爵伊藤博文ノ司法大臣芳川顯正ノ勅令第三十號ノ法典調査會規則ノ第一條 法典調査會ハ内閣總理大臣ノ監督ニ属シ法例、民法、商法及附属法律ノ修正案ヲ起草審議スノ(後略⁵²⁾)として裁可、公布されたものであった。

閣議に提出された改正勅令案には、明治二十七年二月二十八日という日付、内閣總理大臣伊藤博文以下閣員花押、法制局長官印が記され、次の文面が続く。すなわち、「現行法典調査會規則ハ其ノ組織ニ關スル條項中宜シキヲ得サルモノアリ之ヲ改正スルノ必要アルニ依リ左ニ改正勅令案ヲ起草シ閣議ニ供スノ勅令案ノ朕法典調査會規則ノ改正ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム」御名御璽ノ明治二十七年三月二十六日ノ内閣總理大臣ノ司法大臣ノ勅令第三十號ノ法典調査會規則ノ第一條 法典調査會ハ内閣總理大臣ノ監督ニ属シ法例、民法、商法及附属法律ノ修正案ヲ起草審議スノ(後略⁵³⁾)」。

この改正勅令案が言う「現行法典調査會規則ハ其ノ組織ニ關スル條項中宜シキヲ得サルモノアリ」とは、清浦の言う「法典草案は餘

りにフランス派に偏して居た」という事態に起因するものであることは想像に難くない。既に出来上がった「法典草案」に対して、再度「法例、民法、商法及附属法律ノ修正案ヲ起草審議」しようとする意図がこの改正勅令案であったはずである。具体的には、「フランス派」と「イギリス派」の両方の立場にさらに行司役を含めた計三者による「修正案ヲ起草審議」ということであった。「清浦伯談」をさらに続けよう。すなわち、

「伊藤」公はまた餘程深い注意を拂はれ、學者中から三名を選択して、調査會の骨子と為るべき人を發見された。その一人は法學博士の故穂積陳重君（イギリス派）、他は現任樞密顧問官の富井政章君（フランス派）、今一人は故法學博士梅謙次郎君であつて、この梅君の如きは、最もその學値^{マツ}を期待された一人であつた。この三君を委員に任命の上、更にこれを起草委員に擧げて、法典の起草に當らしめた。その他の委員には故文學博士末松謙澄君、法學博士土方寧君、故大審院長横田國臣君（後略⁵⁴）。」

明治二十七年三月二六日の「法典調査會規則ノ改正」を経て選ばれた法典調査会委員には総裁以下三四名の名が挙がっている。すなわち、「總裁伯爵伊藤博文、副總裁侯爵西園寺公望、委員伊東巳代治、同箕作麟祥、同南部甕男、同清浦奎吾、同末松謙澄、同金子堅太郎、同穂積陳重、同横田國臣、同木下廣次、同奥田義人、同都築馨六、同長谷川喬、同井上正一、同高木豊三、同富井政章、同本野一郎、同穂積八束、同梅謙次郎、同土方寧、同田部芳、同尾崎三良、同村田保、同磯部四郎、同菊池武夫、同鳩山和夫、同岸本辰雄、同山田喜之助、同三崎亀之助、同星亨、同元田肇、同三浦安、同中村元嘉⁵⁵」である。なお手当金は総裁と副總裁が二五〇円、委員は一七〇円だったが、穂積陳重、富井政章、梅謙次郎の三委員だけは五〇〇円であった。起草委員三名の手当金は他の委員の三倍、総裁副總裁の二倍だったわけである。

『伯爵清浦奎吾傳』は清浦と法典調査会の関わりとして、清浦が「この委員會の副總裁として、その辭令を受けたのは明治三十一年一月で、法典の調査はその頃漸く完了に近づいて居るほどであつた⁵⁶」と記しているが、これは前掲年表（履歴書）の内容と合致しない。年表に従えば、法典調査会副總裁就任は司法大臣に任命されてから一カ月半後の明治二十九年十一月五日のことであり、明治三十一年一月

一二日には第二次松方内閣が第三次伊藤内閣に交代して、清浦は法務大臣を「依願免本官」となり、同月二日に「依願法典調査会副総裁被免」となっている。そして同年一月八日には二度目の司法大臣に就任、これに伴って再び法典調査会副総裁に就任、翌明治三年三月九日には「條約ノ実施ニ必要ナル事項ヲ調査ス」(第一條)と同年七月に迫った条約改正実施⁽⁵⁷⁾に備える「法典調査會規則中改正⁽⁵⁸⁾」を図っていた。

なお明治三十一年一月に発足した第二次山県内閣にあつて清浦が二度目の司法大臣に就任した時点では監獄行政は内務省の管轄であり、明治三十二年五月に開催された典獄會議において、西郷従道内務大臣のもと内務省監獄局長に就任していた大久保利武は、条約改正による「文明国ノ仲間入⁽⁵⁹⁾」を寿ぎ、条約実施の翌日の七月一八日には大久保が横浜に出張し、「外囚拘禁の実況の視察⁽⁶⁰⁾」を行なっていた。

監獄行政が司法省に移管されるのは翌明治三十三年四月二六日⁽⁶¹⁾であり、第二次山県内閣は明治三十三年一〇月一九日まで続いたので、清浦にとっては自らの二回目の司法大臣在任期間中に監獄行政の司法省移管が実現していた⁽⁶²⁾。その意味でこの二回目の司法大臣在任の二年間弱は清浦には感慨深いものがあつたと推察される。この時期には前述のように監獄費国库支弁案も国会を通過していた。また明治三四年からの第一次桂太郎内閣における法相当時、清浦は次のように法典調査会を閉じる事務も執行していた。すなわち、

「朕法典調査會規則廢止ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム／御名御璽／明治三十六年三月十九日／内閣總理大臣伯爵桂太郎／司法大臣男爵清浦奎吾／勅令第二十四號／法典調査會規則ハ之ヲ廢止ス／附則／本令ハ明治三十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス」⁽⁶³⁾

ここで清浦が同時代の二人、近衛篤磨と原敬といかなる関係を持っていたかを『近衛篤磨日記』と『原敬日記』を通して見ておきたいと思う。近衛篤磨は文久三年(一八六三年)生まれなので、嘉永三年(一八五〇年)生まれの清浦より一三歳年少であり、明治一五年の華族令によって公爵を授爵し、貴族院令第一条第二項により貴族院議員として明治二十三年の第一回帝国議会議に臨んだ⁽⁶⁴⁾。貴族院では明治二十九年から明治三十七年に他界するまで貴族院議長だった。ちなみに清浦は第一回帝国議会议政府委員であつたので、近衛と清浦は明

治三年には院内で議員と政府委員という関係にあり、明治二十四年からは同僚議員であつた。近衛は貴族院議長に就任した明治二十九年には三三歳、清浦が同年に司法大臣に就任した時には四六歳であつた。『近衛篤磨日記』のなかには近衛の「役人嫌ひ」を大隈重信がたしなめるという一場面があるので、その個所（明治二十九年二月一日）をまず紹介しよう。こうである。すなわち、

「大隈伯の話の内に、余に対するの注意あり。余が元来役人嫌ひなりとの言葉に対して、『貴族として此心ある甚だよろし、併し名利心の為に動からざるといふの断乎たる決心ある位に止めて置かざるべからず。人間は一足飛に事を為し得べきにあらず、進むに順序あり。公にして国事に尽すの考ありとすれば、官吏となるも又其一順序なり、経験の一路なり。官吏となるも其人の心の賤しきと然らざるとによりて、さまで嫌ふにも及ぶまじ。これ一日の長として注告するなり』といはれたり。是又好意より出たる言と云ふべし。」⁽⁶⁶⁾

このように「注告」された近衛にとって、しかし、「役人嫌ひ」の「役人」のなかに含まれない「役人」が石渡敏一であつた。例えば明治三十一年一月三〇日の個所にはこうある。すなわち、

「一 高木豊三来、雑談の末、同伴浜町常盤屋に赴き対酌す。石渡敏一を呼寄、快談痛飲、十時に及びて帰邸。」⁽⁶⁷⁾

この当時には「大審院検事」⁽⁶⁸⁾であつた司法官僚石渡を酒席に「呼寄」という関係は、石渡の履歴で言えば明治一九年二月から「法学修業並裁判事務研究のため三カ年間欧州留学」⁽⁶⁹⁾当時、私費留学していた近衛と出会つたことに始まるものだった。石渡は家族への手紙のなかで明治二十一年（一八八八年）四月に自分と「共に伯林より同車にて当地（ライプチヒ）に参られたは 昔は関白様であつた近衛様⁽⁷⁰⁾に候」と書いている。「四方をさがし 漸く一軒多量の食物を食はせる家を見付」と下宿探しに苦労し、「食物が多い少いでぐづぐづ言ふと 日本ではおかしい様に有之候共 中々左様には無之候 此文句を申す者は誰だと思ふと 前の関白様と前の司法省御用掛法学

士の兩人に有之候⁽⁷¹⁾」。

こうした「若き日のライプチヒ」を共に持つ貴族院議長と大審院検事の間では、例えば明治三二年一月一日に「条約実施研究会に付来会者、梅謙次郎、石渡敏一、穂積八束、松浦厚、岸小三郎、嘉納治五郎、伊沢修二(中略)等なり。外人に株券を有せしむべきやの問題に付、梅謙次郎の報告あり、質疑論難等ありて十時散会⁽⁷²⁾」といった会合が持たれていても、それは文字通りの「研究会」ということで、互いの利害関心が露出する出来事ではなかったように思われる。これとは対照的に、司法大臣清浦との関係は、まさに利害関心が露出する関係としてあり、当初は不信任を抱いていたが、交流のなかでその感情が次第に変化し、自己の都合と同時に相手のそれをも考えて付き合う関係が構築されていったのではと推察される。『近衛篤磨日記』で清浦の名が挙がる個所を紹介しよう。例えば明治二九年一〇月三日に近衛は「内閣に出頭、松方首相より貴族院議長に任命の辞令拝受⁽⁷³⁾」とあるが、翌四日の個所にはこうある。すなわち、

「寺師(宗徳)の話に、余議長就任の事に付、彼是迂遠致したる事に付色々珍談あり。例の伊東巳代治の策にて、西園寺を推撰する為に閣員中西郷(中略)、榎本、野村、清浦、蜂須賀を説き、殊更に候補者として徳川公、黒田侯初福岡子迄を数へ立、閣議決せざるに付候補外の西園寺と云事に落着せしめんと計略にて、当初松方伯より余を推撰せんと説を出せしとき蜂須賀首として異存を述べ、清浦、野村これに和し云々⁽⁷⁴⁾」

その一週間前の明治二九年九月二六日の日記には「本日親任式あり。野村靖通相に、清浦奎吾法相に任ぜられたり⁽⁷⁵⁾」と記されている通り、第二次松方内閣の新任閣僚たちが抱く見解に関する情報が近衛に届けられていたということになるが、その段階では近衛にとつて清浦は頼れる相手ではなかったことは明白だろうと思われる。これに対して、これより三年後の明治三三年二月一〇日に近衛が主宰する東亜同文会の評議員会が開催された折、評議員の一人清浦(当時第二次山県内閣法相)が次のような発議を行っていたと紹介されている。すなわち、

「次に清浦より發議にて、本会事業中教育に関する分は機密費より保護せしむるの要なし、寧ろ公々然と予算項目中に加へしめて可ならんとの説、衆の容るゝ処となり云々」⁽⁷⁶⁾」

東亜同文会の新年度事業予算の立案に当たって、政府から教育事業への保護を求めるならば、堂々と教育事業保護費といった項目を立てて行なうべきであつて、機密費という項目で用途を伏せて保護申請を行なうべきではないとの清浦の發議に対して一同がその通りだと賛同した、ということであろう。年が明けて明治三十三年一月二〇日に近衛は「議長室に於て、山県総理と同文会補助の事に付談ずる処あり云々」⁽⁷⁷⁾と書いているが、具体的な相談話をしたわけではないだろう。その五日後の一月二五日には東亜同文会の幹事たちと次の協議会のための打合せが行なわれた。すなわち、

「同文会の事に付幹事等と相談し、又清浦法相に面会して、同氏より山県総理に保護金の事に付話込む事を依頼し、又下院の長谷場（純孝）等には幹事より其顛末を報じて、政府に交渉せしむる事とす」⁽⁷⁸⁾」

その六日後の一月三一日に開催された東亜同文会協議会では、次のような議決を見た。すなわち、

「出席、長岡（護美）子爵、清浦奎吾、栗原亮一、長谷場純孝、中西正樹、田鍋安之助、小川平吉等なり。政府よりの保護金は清国語学校補助費として外務省に附属せしめ、追加予算として今期議會に提出せしむる事、もし其事行はれずば機密費を四万円増額の予算を提出せしむる事、又都合によりては衆議院より建議する（中略）事にすべしと決して散会」⁽⁷⁹⁾。

この東亜同文会協議会の決議を受けて確かに清浦は動いた。その結果二月二日に「清浦氏より外務、大蔵に対し、保護の事に付交渉したる結果の報告あり、清国語学校補助としては種々規則に抵触するの嫌ありとて、機密費とするの外なき由なり」⁽⁸⁰⁾と、議論が最初に

戻る形となった。近衛はここに至り「総予算中機密費に四万円増加ありても格別目に立たずと雖も、追加予算として特に機密費を要求せられては、何か事ありげにて面白かるまじと余より論じけるに、何れも同説なり。結局同文会教育部補助費として、何れの省よりか出さるれば宜しからん」⁽⁸¹⁾と発言し、最後には「如何なる名義にても政府の命ずるに任せて保護を受けんと申込む事に一決し、是又清浦氏より申申しむる事としたるに、氏は退席後なりしにより、幹事中より同氏宅に其事を依頼の為赴く事として散会」⁽⁸²⁾していた。次に二月八日に至ってこう記されている。すなわち、

「院内にて同文会協議会を開く。長岡子、長谷場、栗原、神輿（知常）等、外に幹事等なり。其結果として余は外務大臣邸に赴きしも、会議中なりとの事にて暫時議院に引取り、再び五時半赴く。青木（周蔵）外相に面会し、同文会教育部補助として外務省予算に四万円を追加として提出ありたき旨申込しも、清韓在留日本人教育費ならば差支なし、然れ共大蔵の方到底六かしからんといへり。（中略）もし大蔵に於て折合たる時は異存は云はれぬとの明答を得たしと迫りしが、押問答の末、其時は異存なしと答へしめたり云々」⁽⁸³⁾

そして翌二月九日の個所には以下のように記されている。すなわち、

「阪谷（芳郎）主計局長に面会、過日來の同文会補助の成行に付話したるに、今日にては国庫の金を全部追加予算に編入したる後なれば如何共致し方なし、大臣の命ありてもなき金を（中略）予算に繰込む事は到底出来ず、同文会は止を得ず借銀の外あるまじといへり。甚だ失望の至なれ共、なしと断言するものに押問答は無益なれば夫に止め、次に清浦に面会して其顛末を話したるに、其有様なれば到底六かしからん、寧ろ断然其運動を中止するが宜しからんとの説なり。余も夫にて決心し（中略）長岡子、長谷場、神輿、佐々（友房）、栗原、其他幹事の連中を会して昨日來の顛末を報告し、最早断然政府との交渉は中止する方然るべく、其必要なる金円は適當の処より借入る、の外はあるまじと述べしに、一同失望はしたれ共他に良策なければ其事に決して、尚ほ皆熟考

する事として分る。⁽⁸⁴⁾」

そして清浦も出席した明治三十三年二月二日開催の東亜同文会評議会においては「本年度事業予算の仮議決を行ひ、又南京同文学堂の経費に就ては更に攻究する事とす⁽⁸⁵⁾」とあり、清浦の名はこれ以降の『近衛篤磨日記』に頻出することになる。政府予算から東亜同文会「教育部補助費」を引き出すことには成功しなかったが、近衛と清浦の関係はその後も続いたわけである。

次に『原敬日記』を通して、原と清浦の関係を見てみたい。原敬は安政三年（一八五六）の生れなので、清浦より六歳年少であったが、清浦と同様に明治日本にあつて国家官僚としての経験を積んでいた。ただ原が恩顧を蒙った陸奥宗光が明治二十三年に第一次山県内閣で農商務大臣を務めた際、閣内で唯一衆議院議員⁽⁸⁶⁾でもあつたことと似て、原は貴族院議員清浦とは異なり衆議院議員たること、すなわち国民から選挙によつて選ばれ、国民の利害関心と共にあることを自らの勢力の拠り所にしようとした議会政治家であつた。そして「政党员より組織せら〔れ〕たる内閣⁽⁸⁷⁾」を作らんとする意志において、原は伊藤博文と一致点を持っていた。明治三十三年九月一日に結党された立憲政友会の総裁伊藤博文に対して、原敬はその幹事長⁽⁸⁸⁾を務めることになるが、当時の『原敬日記』にこうある。すなわち、

（明治三十三年一月二十九日）

「伊藤をして其理想に係る政党を組織せしめるには（現行の第二次―筆者注）山縣内閣の下に出来得る事にあらざれば、井上（馨）、山縣の後を襲ふて内閣を組織し其間に伊藤の意思を達せしめ遂に政党内閣の基をなすことを説く、井上（馨）強て不同意を唱へず⁽⁸⁹⁾。」

（明治三十三年七月二三日）

「伊藤に面會せり、新政黨組織に決し余の來京を待てる旨談話ありたり。／同日西園寺公望に面會し新政黨組織に關する委細の

事情を聞き且つ余の意見を述べ置きたり。⁽⁹⁰⁾」

〈明治三十三年七月二七日〉

「伊藤西園寺大磯に歸り余の來談を求むる旨西園寺より來書ありたるに付大磯に赴きたり。伊藤詳細に從來の關係を述べ且つ新政黨に對する考案を説き余の盡力を求むる旨を告げたるにより余も詳細に意見を述べ、夕七時頃より十二時に及ぶ、西園寺同席したり、伊藤の談中余の盡力は他日内閣組織の際に最も必要な旨を説き暗に閣員たる事を求むるの意を漏せり。⁽⁹¹⁾」

〈明治三十三年八月一六日〉

「午前東京に着、午後伊藤候を訪ふて新政黨の主義綱領其他の書類を内見す、且つ伊藤より新政黨組織に關する一切の事務を擔任ありたしとの依頼を受く。⁽⁹²⁾」

この「新政黨組織」すなわち明治三十三年九月一日「開會式を帝國ホテルに於て舉行⁽⁹³⁾」した立憲政友会の総裁伊藤博文は、九月二十九日に「御召によりて參内す、内閣組織の大命下りたるも⁽⁹⁴⁾」、第二次山県内閣から第四次伊藤内閣への内閣交代は一〇月一九日までずれ込み、同日の『原敬日記』には「伊藤總理、末松内務、金子司法、星通信、林農商務、松田文部、加藤高明外務、渡邊國武大藏、陸海軍は現任のまゝ、即ち桂陸軍、山本海軍なり⁽⁹⁵⁾」と記されていた。司法大臣は清浦奎吾から金子堅太郎に交代し、原敬は通信大臣星亨が就任二ヵ月、明治三十三年一二月に辭職したので、その後を襲つて通信大臣に就任した。星亨の閣員辭任には清浦を含む貴族院各派からの圧力があつたことは『原敬日記』には触れられていない。

当時「新政黨組織に關する一切の事務を擔任」する原にとつて、交渉を必要とする相手は二者、ライバル政党としての憲政本党と山県有朋に代表される藩閥勢力であつたと言えよう。本稿は清浦奎吾に關する伝記的研究であるので、清浦が属していると原が看做していた山県側の勢力を専ら論ずることになるが、同時に原と清浦の共通面も指摘しておきたい。両者は共に産業立國論者だったからであ

る。まず明治三四年六月に第四次伊藤内閣から第一次桂内閣へ内閣が交代した際には、原は次のように書いている。すなわち、

〔明治三四年六月二日〕

「本日願に依り通信大臣を免ぜられたり。／＼新内閣は桂太郎總理大臣、芳川顯正通信大臣、曾禰荒助大藏大臣兼外務大臣（小村壽太郎歸朝の上任命せらるゝ筈と云ふ）、内海忠勝内務大臣、菊地大麓文部大臣、平田東助農商務大臣、清浦奎吾司法大臣にして陸海軍は留任したり。／＼（中略）／＼桂内閣は山縣系の諸氏を以て組織したるものなり、山縣其議に與かりたるや否や判然せざるも無論に其子分は奔走して之を成立せしめたるなり山縣、伊藤両系の懸隔は是にて益々判明となる。⁽⁹⁶⁾」

〔明治三六年五月二日〕

「（前略）昨夜伊藤訪問中政府より清浦法相來り、明日より三日間停會の内意を告げ伊藤の同意を求めたるが云々。⁽⁹⁷⁾」

清浦はこの第一次桂内閣で大臣として「四たび司法省に入る」こととなり、それから二年三ヵ月ほど過ぎた明治三六年九月には農商務省に移り、農商務相として在任二年四ヵ月、最後には内相も兼任し、その職責を司法、農商務そして兼務で内務と移していたが、同内閣が続く四年七ヵ月の間、その四年七ヵ月の全期間に亘り閣員として在職し、次の明治三九年一月に成立した第一次西園寺内閣の原内相に事務引継をしていた。この第一次桂内閣の司法相当時の明治三六年四月、清浦は典獄会同で次のような演説をしていた。監獄改良への志の灯が、明治二十四年の洋行前後の頃とまったく変わらず清浦のなかで消えずにあることがわかるはずである。清浦が監獄改良への志において自分と同等なものを持っていると評価した監獄事務官小河滋次郎へのバックアップの意味も有ったと思われる、小河に関する拙著のなかで既に引用しているが、ここでも紹介しておこう。主題は「累犯防遏」である。すなわち、

「一般犯罪予防ノ設備ニ就テハ今尚不完全ナルヲ免カレザルノ実況ナリト雖モ少クモ累犯防遏ノ方法ニ就テハ監獄行政ノ上ヨリ

之レニ向テ尚ホ大ニ力ヲ竭スベキ余地ナキニ非ス犯罪者ノ類別其宜シキヲ得テ之ニ対シテ各々其ノ相当ノ処遇ヲ施シ罪惡傳播ノ弊ヲ防グト共ニ進シテ改良感化ノ道ヲ講スルカ如キハ固ヨリ治獄ノ要務トシテ当局者ノ努メザルベカラザル処ナルハ勿論ナリト雖モ殊ニ幼年犯罪者ニ対シテ之ヲ改良感化スルノ道ヲ講スルコト累犯防遏ノ上ニ最モ必要ニシテ且有効ナル急務ナリト信ズ然ルニ今日ニ於ケル監獄ノ実況ニ就テ之ヲ見ルニ此点ニ関スル設備及ビ管理ノ甚ダ不完全ナルカ爲メニ監獄ニ拘禁スルノ結果或ハ益々幼年犯罪者ヲ惡化セシムルノ弊ナキヲ得ス是レ蓋シ普通同一ノ監獄ニ之ヲ集禁スルノ結果トシテ殆ント避クヘカラサルコトナリト謂フヘシ能ク此弊ヲ防テ次テ幼年犯罪者処遇ノ道ヲ全フセントナラハ別ニ幼年監獄ナルモノヲ設クルカ若クハ一監獄内峻 巖ナル隔離ノ下ニ幼年拘禁部ヲ特置スルニ如カス依テ將來ニ於テハ漸次此方針ヲ以テ設計セシムル所アランコトヲ期シ既ニ其ノ第一着手トシテ埼玉監獄ノ川越分監ヲ幼年監ニ指定シ仮リニ東京ヲ始メ附近二三ノ地方ニ生スル幼年囚及懲治人ヲ此ニ集メ定員七八十名内外ノ範圍ニ於テ試ミニ先ツ其管理ノ利害便否ヲ經驗セシムルコト、セリ其實唯タ從來ノ支署其儘ノ物ヲ幼年監ニ指定シタリト謂フニ過キスシテ敢テ之レカ爲メニ特別ノ施設ヲ加ヘタルニ非ス且ツ經驗ノ日尚ホ淺キヲ以テ其成績ニ就テ未タ是非ノ判定ヲ下スコト能ハスト雖トモ然カモ典獄始メ部下職員ノ熱心以テ經營尽力スル処アリシ結果略ホ幼年監獄ニ対スル理想ノ空シカラサルヘキヲ信認スルヲ得ルニ至レリ其ノ幼年囚ト懲治人ト性質ノ全ク相異ナルヘキ者ヲ同一場所ニ集禁シタルカ如キハ固トヨリ實際上ノ必要ニ基キタル一時ノ変例タルニ過キス幼年監獄設置ノ精神ニシテ若シ能ク實際ノ上ニ活動セラル、ヲ見ルニ至ラハ自ラ司法上懲治処分ノ増加ト共ニ幼年囚ニ対スル刑期等ニモ亦実功ニ適スヘキ相当ノ斟酌ヲ見ルニ至ルヘク早晚更ニ進テ懲治人ヲ幼年囚ヨリ隔離スルノ必要アルヘキハ今ヨリ予期スル処ナリ尚幼年監ノ設置ニ対スル將來ノ計画ニ就テハ別ニ案ヲ具シテ各位ニ諮詢スル処アルニ依リ能ク實際ノ便否ヲ考查シテ以テ其意見ヲ提出センコトヲ望ム⁽⁹⁸⁾。

この当時およびその後の清浦に関して原は次のような証言も残している。すなわち、

〈明治三十七年六月一九日〉

「西園寺來訪あり、昨日伊藤侯の來談に付來る廿三日清浦奎吾（現農）の官邸に政友會より余（若し在京なれば）、松田正久、大岡育造、長谷場純孝、進歩黨より犬養毅、大石正巳、加藤政之助外一名を招き時局に關する經營に付談話ある筈に付、政黨操縦と看做されても素志に反せり云々」⁽⁹⁹⁾」

この「時局に關する經營に付談話」の会合は官民懇話会と呼ばれ、明治三十七年六月二三日に催されたが、一カ月前の五月八日には「戦捷市民の提灯行列に満都灯の海と化し熱狂雜鬧の極死傷者を出す」⁽¹⁰⁰⁾との熱狂が東京市日比谷公園を中心に渦巻いていた。こうした日露戦争下の状況にあつて、農商務相清浦は「戦争終局の時期は、豫め測り知り難きものありと雖も、一朝平和克復せんか、東亜における列國の掎角や、極めて激甚なるものあらん。此の故に各種の調査及び其の畫策は、當局において一日も忽にせずと雖も、事、素より官民の協同に待つところ多大なり（中略）されば本々各位の來臨を得たるに際し、茲に官民協同の途を開き、各位の知るところを述べ、欲するところを道ひ、當局として誤まりなきに庶幾かしめんことを切望す」⁽¹⁰¹⁾と挨拶していた。ここに見えるのは原が心配する「政黨操縦」というよりも、「平和克復」後における政策合意形成というべきものだったのでないだろうか。しかし、権力闘争の側面が消滅するわけでは勿論なかつた。すなわち、

〈明治三十九年九月二三日〉

「〔前略〕前内閣員中、清浦、大浦（兼武）等は此機に乗じて内閣の動搖を試みんとせしが如く云々」⁽¹⁰²⁾」

第一次西園寺内閣は明治三十九年一月七日から第二次桂内閣に引き継ぐ明治四一年七月一四日までの二年半、農商務大臣は松岡康毅、通信大臣は山県伊三郎にてスタートしたが、この期間の農商務通信行政に關して、原は「農商務の如き次官已下屬僚皆な清浦派にて、松岡は何事もなし得ず、通信の如き次官已下は清浦及び大浦等の派にて山縣伊三郎何事もなし得ざる情況」⁽¹⁰³⁾であつたと嘆いていた。第一次西園寺内閣を内務大臣として支える原敬にとって、「前内閣員」清浦奎吾は大変に迷惑な存在であつたことが読み取れるが、清浦

は前内閣の内閣員として四年七ヵ月在任した人物だったのであり、原敬の嘆きもこうした背景を勘定に入れて割り引かねばならないだろう。こうした反目の一方で、この両者は「國家の要務中國富涵養の淵源たる産業の事に關しては今日特に至重の注意を要する」（明治三十七年二月一〇日の地方長官会同での農商務相清浦奎吾⁽⁹⁸⁾）という点で、また「要は農業立國も商工立國も共に極端論にして取るに足らず、日本の國柄としては商工發達と共に農業の隆盛を計らざるべからず」（明治三十五年五月二七日の大阪府立農学校での大阪北浜銀行頭取原敬⁽⁹⁹⁾）という点で、一致するところが大であったと言えよう。

明治三十七年五月一日現在『職員録（甲）』（印刷局）の農商務省の欄はこうある。すなわち、

「農商務省官制 明治三十一年十月勅令第二百八十二號（抄）／一 農商務大臣ハ農、商、工、水産、林野、鑛山及地質ニ關スル事務ヲ管理ス／一 大臣官房ニ於テハ通則ニ掲タルモノノ外内外博覽會ニ關スル事務ヲ掌ル／一 農商務省專任參事官ハ四人專任書記官ハ四人ヲ以テ定員トス／一 農商務省ニ專任技師三十五人專任技手五十一人ヲ置ク／農商務省屬ハ八十九人ヲ以テ定員トス／大臣 從二、勲一、男清浦奎吾（中略）／次官一等 文官普通懲戒委員長從四 和田彦次郎（中略）／大臣官房 秘書官秘書課長 文官普通試験委員文官普通懲戒委員正六 神山閏次（中略）／農務局（中略）／商工局（中略）／山林局（中略）／鑛山局（中略）／水産局（中略）／地質調査所（中略）／製鐵所（中略）／特許局（後略⁽¹⁰⁰⁾」。

この、清浦が携わった「農、商、工、水産、林野、鑛山及地質ニ關スル事務ヲ管理ス」という職務には、原も携わっていた。原は明治二二年にそれまでの外交官の職務から離れ、「農商務省參事官に轉ず、（外務省當時の上司や同僚であつた―筆者注）井上伯農商務大臣にして齊藤修一郎等も同省に在るが為めなり⁽¹⁰¹⁾」と記していた。そして同年末には農相が井上馨から岩村通俊に交代し、その岩村のもとで「農商務大臣秘書官に任ぜられ⁽¹⁰²⁾」るが、半年ほどで「岩村農相は宮中顧問官に轉じ陸奥宗光駐米公使より農相となれり⁽¹⁰³⁾」。陸奥はその農相の地位に二年弱あつたが、明治二五年八月に第二次伊藤内閣で外務大臣となり、その「陸奥外相より相談すべき件あり⁽¹⁰⁴⁾」とのことで面会したところ、陸奥より「外務省通商局長に任ぜられ⁽¹⁰⁵⁾」れた。そして三年が過ぎようとした明治二八年五月、陸奥外相のもと

「余林（董）の後任として外務次官に任ぜらる⁽¹²⁾」。確かに一方は貴族院議員、他方は衆議院議員であったが、とも次官の経験者であり、同僚という間柄だったはずである。

第三章 枢密顧問官となり貴族院議員を辞す

国立公文書館所蔵「枢密院官制及事務規程ヲ定ム」との文書を見ると、日付が「明治二十年四月」で、内閣総理大臣伊藤博文および各省大臣の花押、印に続き、「枢密院官制／枢密院事務規程／右閣議ニ供ス」とあり、その後に勅令となる内容が記されている。すなわち、「朕元勲及練達ノ人ニ諮詢シ其啓沃ノ力ニ倚ルノ必要ヲ察シ枢密院ヲ設ケ至高顧問ノ府トナサントス茲ニ其官制及事務規程ヲ裁可シ之ヲ公布セシム／御名御璽／明治廿一年四月廿八日 内閣総理大臣／勅令第二十二號／枢密院官制／第一章 組織／第一條 枢密院ハ天皇親臨シテ重要ノ國務ヲ諮詢スル所トス／第二條 枢密院ハ第一議長一人第二副議長一人第三顧問官十二人以上第四書記官長一人及書記官数人ヲ以テ組織ス／（中略）／第八條 枢密院ハ行政及立法ノ事ニ關シ天皇ノ至高ノ顧問タリト雖モ施政ニ干與スルコトナシ（後略⁽¹³⁾」。

右文書は日付から見ても「閣議ニ供ス」から「勅令」として公にされるまで一年が掛っていることがわかるが、その間のある時点で「元勲及練達ノ人ニ諮詢」が「元勲及練達ノ人ヲ撰ミ國務ヲ諮詢」へと加筆訂正されていた。なお、その構成員の要件は「枢密院官制」中には見当たらず、勅語の部分の「元勲及練達ノ人」がそれに当たっている。前掲の明治二十二年二月一日「勅令十一号 貴族院令」の第一條第四項「國家ニ勲勞アリ又ハ學識アル者ヨリ特ニ勅任セラレタル者」と比較すれば、明治二十二年四月二十八日「勅令二十二号 樞密院官制」の場合には、「勅任」ではなく、「親任」（第三條）であり、また「天皇親臨シテ重要ノ國務ヲ諮詢スル」（第一條）人たちであった。さらにそこには、第一一條において「各大臣ハ其職權上ヨリ樞密院ニ於テ顧問官タルノ地位ヲ有シ議席ニ列シ表決ノ權ヲ有ス（下略）」とあり、内閣員が加わることになる。

清浦の場合には、第一次桂内閣が明治三十九年一月に第一次西園寺内閣に交代して、第一次西園寺内閣の内相原敬が、同内閣への「前内閣員」清浦の工作に悩まされていた当時、当の内閣の長たる西園寺公望から枢密顧問官に任命する旨の連絡が届くことになる。国立公文書館所蔵「任枢密院顧問官 男爵清浦奎吾」にはこうある。すなわち、

「從二位勲一等男爵清浦奎吾／（中略）／任枢密顧問官／右勅旨ヲ奉シ謹テ奏ス／明治三十九年四月十一日／内閣總理大臣侯爵西園寺公望花押」⁽¹¹⁾

「前内閣員」から「枢密院に入る」と、いかなる変化があるのか。まず清浦は貴族院議員を辞職した。すなわち、

「辭職願／奎吾儀本月十三日枢密顧問官拜命候二付貴族院議員ノ職ヲ辭シ度御執奏方可然御取計被下度候也／明治三十九年四月十七日／枢密顧問官男爵清浦奎吾印／貴族院議長公爵徳川家達殿」⁽¹²⁾

任命の日付に関しては、年表（履歷書）には明治三十九年四月一日に「任枢密顧問官」とある。これに対して国立公文書館所蔵「任枢密顧問官 男爵清浦奎吾」には四月一日とあり、異なるようであるが、これは間違いではなく、上奏書が発せられたのが四月一日、親任書が発せられた日が四月一日だったということではないか。いずれにせよ、清浦は枢密院官制第八条「枢密院ハ行政及立法ノ事ニ關シ天皇ノ至高ノ顧問タリト雖モ施政ニ干與スルコトナシ」に従って貴族院議員を辞職したのである。

そうすると、前掲の『原敬日記』の記述「前内閣員中、清浦、大浦（兼武）等は此機に乗じて内閣の動搖を試みんとせしが如く云々」は、枢密顧問官就任後の出来事を指して言っているのであるとすれば、どう解釈すれば良いのだろうか。この点はその当時の清浦の直接的な行動と解するべきではなく、「農商務の如き次官已下屬僚皆な清浦派にて」という、その「清浦派」の工作と考えるべき事柄であろう。西園寺ないし原といった政友会幹部の側においては、清浦の枢密顧問官任命は清浦を貴族院から引き離し、政友会「内

閣の維持を計るの企圖に出たるもの」⁽¹¹⁶⁾とも言い得る事柄だった。同時に、原自身は彼に「爵位をやつて、衆議院の議席をとりあげてしまひ、政友会内部の結束にヒビを入れようとする」⁽¹¹⁷⁾工作を警戒していた。

おわりに

清浦にとって枢密顧問官に親任されたことは、いかなる感慨を伴うものであったか。「枢密顧問ハ枢密院官制ノ定ムル所ニ依リ天皇ノ諮詢ニ応ヘ重要ノ國務ヲ審議ス」(大日本帝国憲法第五六条)という明治立憲体制のもと、明治二十一年勅令第22号枢密院官制第六條「樞密院ハ(中略)會議ヲ開キ意見ヲ上奏シ勅裁ヲ請フヘシ」が、明治二十三年勅令第216号により第六條「樞密院ハ(中略)諮詢ヲ待テ會議ヲ開キ意見ヲ上奏ス」へと改正ないし明確化された関係のなかに入ることを天皇自身から名指しで命じられたことの感激と、その関係の維持が本当に自分に出来るのかという不安の、その両方の感情の間で清浦も揺れていたのではないだろうか。

『原敬日記』の記述はそのイデオロギー性に注意して読まねばならないが、次の箇所、すなわち明治四十二年十一月九日の箇所を引用しよう。もし『原敬日記』のこの箇所をそれが執筆されたまさにその当時に清浦が読んでいたならば、清浦はどう考えたであろうか。すなわち、

「西園寺より昨夜不在中本日面會したき旨申越ありたるに因り午後訪問せしに、桂首相昨日西園寺を訪問し長時間談話せし由(中略)桂の談話中、樞密院議長の後任に關し陛下は文官を擧げらるゝ御趣意にてもあらんか山縣を推薦せしも容易に御嘉納なかりしが、(中略)遂に山縣が任命せらるゝ事となれりと云ひたる由にて、陛下が山縣を擧ぐるを好せられざることは始めて聞けりと西園寺は云へり(後略)⁽¹¹⁸⁾」。

桂首相が「樞密顧問官元帥陸軍大將正二位大勲位功一級公爵山縣有朋」を樞密院議長に任ずるといふ「勅旨ヲ奉シ」上奏を行なったのが明治四十二年一月一六日のことであつた。⁽¹¹⁾ ちなみに、山県を継いで大正十一年二月六日に樞密院議長に任ずるといふ「勅旨ヲ奉シ」高橋は清首相より上奏されたのは、「樞密院副議長從二位勲一等子爵清浦奎吾」であつた。⁽¹²⁾

本稿は明治期の清浦を扱うので、大正期以降の清浦に関しては考察の範囲外である。だが、明治天皇は明治四十二年一月の時点で武官山県が樞密院議長の席に就くことは好んでいないということを清浦がその当時知っていたならば、明治天皇の樞密顧問官の一人で文官たる清浦はどんな感慨を抱いたであろうかという点は、考察の対象になるはずである。ただ当時の清浦は『原敬日記』には記されていた当該の内容を知っていたかどうかは不明であり、『原敬日記』の当該箇所のみで紹介で本稿は閉じることとする。

注

- (1) 拙稿「近代日本における統治機構整備と議會開設——明治五年から二十四年までの清浦奎吾の経歴を通して」、『慶應義塾大学日吉紀要社会科学』第一三三号、二〇一三年三月。
- (2) 国立公文書館、デジタルアーカイブ、件名「内務省警保局長清浦奎吾貴族院議員ニ被任ノ件」、請求番号「本館二A・〇一八・〇〇 任A 〇〇二四七一〇〇」、明治二十四年四月九日。
- (3) 国立公文書館、デジタルアーカイブ、件名「内務省・内務省警保局長清浦奎吾依願免官ノ件」、請求番号「本館二A・〇一八・〇〇 任A 〇〇二四三二〇〇」、明治二十四年四月九日。
- (4) 同右。
- (5) 拙稿「近代日本における統治機構整備と議會開設——明治五年から二十四年までの清浦奎吾の経歴を通して」、三ページ。
- (6) 明治三十二年二月一日勅令第一号「貴族院令」。
- (7) 前掲、国立公文書館、デジタルアーカイブ、件名「内務省・内務省警保局長清浦奎吾依願免官ノ件」には「内閣第七十號 四月九日裁可」と右肩に記された書類が含まれ、本文中に「埼玉縣知事從四位小松原英太郎／任内務省警保局長／（中略）／右謹テ裁可ヲ仰ク／明治廿四年四月八日」と書かれているが、それに続く署名者の部分の映像は備わっていない。
- (8) 『伯爵清浦奎吾傳』上巻、二七六ページ。
- (9) 同右、二七五～二七六ページ。

- (10) 国立公文書館、デジタルアーカイブ、件名「内閣・警保局長清浦奎吾欧洲へ差遣ノ件」、請求番号「本館二A・〇一八・〇〇 任A〇〇一九八一〇〇」、明治三二年九月二七日。
- (11) 同右。
- (12) 同右。
- (13) 同右。
- (14) 『伯爵清浦奎吾傳』上巻、三二一―三二三ページ。
- (15) 同右、三二七ページ。なお、手塚豊「ヘーン警察大尉〈千葉県巡回復命書〉」、「法学研究」第四九巻第六号（一九七六年五月）によれば、ウィルヘルム・ヘーン大尉は在職した警官練習所が明治三二年三月に閉鎖された後、「警視庁の顧問に転じて一カ年間在職、二十四年三月に帰国した。そして翌年十二月、ベルリンにおいて逝去した」（七一ページ）とある。清浦の記憶とは合致しない個所がある。
- (16) 同右、三三〇ページ。
- (17) 同右。
- (18) 同右、三二五―三二六ページ。
- (19) 国立公文書館、デジタルアーカイブ、件名「貴族院議員従四位清浦奎吾土耳其国オスマニヤ三等勲章受領及佩用願ノ件」、請求番号「本館二A・〇一八・〇〇 任〇〇二九〇一〇〇」、明治三五年三月一八日。
- (20) 同右。
- (21) 中央新聞、明治三五年四月二二日付。
- (22) 同右、明治三五年四月二〇日付。
- (23) 同右、明治三五年四月二〇日付、第一面雑報欄「何ぞ天然の園圃を修整せざる」。
- (24) 同右、明治三五年四月二二日付、第一面雑報欄「何ぞ天然の園圃を修整せざる」。なお『伯爵清浦奎吾傳』上巻、三三三―三四〇ページに同演説は句読点追加等の編集が施されて紹介されている。
- (25) 国立国会図書館デジタル化資料、「衆議院委員会会議録 第2回帝国議會」、「八 府縣監獄費及府縣監獄修繕費ノ國庫支辨ニ關スル法律案審査特別委員會議録 百二十一」。
- (26) 同右、「八 府縣監獄費及府縣監獄修繕費ノ國庫支辨ニ關スル法律案審査特別委員會議録 百二十六」。
- (27) 国立国会図書館、「帝國議會會議録」、「貴族院」、明治三四年二月一四日、「貴族院第二回通常會議事速記録第十二號 一〇一」。なお、「貴族院第二回通常會議事速記録索引」を見ると、同会期中での貴族院での「府縣監獄費及府縣監獄建築修繕費ノ國庫支辨ニ關スル法律案」の審議はこの

一二月一四日だけであることが確認出来るので、「報告」がなされただけで審議に入ることにはなかったと思われる。

(28) 遠山茂樹、安達淑子著『近代日本政治史必携』(岩波書店、一九六一年)では「第三回特別議會」(二三三ページ)と呼んでいる。

(29) 国立国会図書館、「帝國議會會議録」、「貴族院」、「第三回帝國議會貴族院議事速記録目次」一。

(30) 国立国会図書館、「帝國議會會議録」、「貴族院」、「第三回帝國議會貴族院議事速記録目次」五。

(31) 国立国会図書館デジタル化資料、「衆議院委員會會議録 第3回帝國議會」、「十三 府縣監獄費及府縣監獄建築修繕費國庫支辨ニ關スル法律案審査特別委員會會議録 百六十四」。

(32) 同右、「十三 府縣監獄費及府縣監獄建築修繕費國庫支辨ニ關スル法律案審査特別委員會會議録 百七十一」。

(33) 同右、「十三 府縣監獄費及府縣監獄建築修繕費國庫支辨ニ關スル法律案審査特別委員會會議録 百八十九」。

(34) 同右。

(35) 『伯爵清浦奎吾傳』上巻、二七九ページ。なお、国立国会図書館デジタル化資料として現在読むことの出来る清浦奎吾著「監獄費用ニ關スル意見」(明治二四年四月九日)は、この「別に」配付された意見書だったのではないか。

(36) なお同書簡は『伯爵清浦奎吾傳』上巻二七九～二八〇ページに句読点追加等の編集が施されて紹介されている。また公益財団法人矯正協会矯正図書館のホームページ上のデジタル公開資料の箇所から辿って、この『大日本監獄協會雜誌』全巻をPDFファイルで見ることが近年出来るようになった。

(37) なお同意意見書は『伯爵清浦奎吾傳』上巻二八一～二八九ページに句読点追加等の編集が施されて紹介されている。

(38) 拙著『監獄行政官僚と明治日本——小河滋次郎研究』(慶應義塾大学出版会、二〇一二年)七八ページ。

(39) 同右、八四～八五ページ。

(40) 同右、一九ページなど。

(41) 『近代日本政治史必携』三二二ページ。

(42) 『伯爵清浦奎吾傳』上巻、三六一～三六二ページ。

(43) 同右、三六〇ページ。

(44) 『近代日本政治史必携』九九ページ。

(45) 国立国会図書館デジタル化資料、「職員録、明治二九年(甲)二九九～三〇〇ページ」。

(46) 拙著『監獄行政官僚と明治日本——小河滋次郎研究』七二ページ参照。

(47) 『伯爵清浦奎吾傳』上巻、四六四ページ。

- (48) 同右、四二七～四四五ページ。
- (49) 履歴書では「任司法次官」は八月二二日となっていて、「清浦伯談」(『伯爵清浦奎吾傳』上巻、三六二ページ)が伝える八月三日とは一致しない。
- (50) 国立公文書館、デジタルアーカイブ、件名「内閣総理大臣侯爵山縣有朋以下四名法典調査会総裁副総裁^{ミヤコト}命免ノ件」、請求番号「本館二A・〇一八・〇〇 任B〇〇一九〇二〇、明治三十二年一月二二日」に納められている一枚の書類には「司法大臣清浦奎吾／法典調査会副總裁被 仰付」とあり、日付は「明治三十一年十一月廿二日」であるが、同書類の欄外には「十一月廿二日裁可 全廿四日付変」と書き足されている。この変更された日付が清浦家所蔵の履歴書と一致している。
- (51) 『伯爵清浦奎吾傳』上巻、三八九～三九〇ページ。
- (52) 国立公文書館、アジア歴史資料センター、「法典調査会規則改正・御署名原本・明治二十七年・勅令三十号」、請求番号「分館KS・〇〇〇・〇〇 御〇一六八二二〇〇」、明治二十七年。
- (53) 国立公文書館、デジタルアーカイブ、件名「法典調査会規則ヲ改正ス」、請求番号「本館二A・〇一一・〇〇〇 類〇〇六七九一〇〇」、明治二十七年三月二六日。なお、この文書の「勅令案」以下で「明治二十七年三月二十六日／内閣総理大臣／司法大臣／勅令第三十号號」の部分で筆跡に濃淡が見られる。「明治二十七年」が薄く、「年」が濃い。「三」が薄く、「月」が濃い。「二十六」が薄く、「日」が濃い。また「三十」が薄く、「號」が濃い。つまり、当初は数字を書き込む箇所が□年□月□日と、また勅令第□號と空欄になっていて、同年三月二十六日までの間の適当な時点で空欄箇所「明治二十七年」「三」「二十六」と、また「三十」と数字部分が記入されていたと推測される。「法典調査会規則ヲ改正ス」のプロセスを感じさせる書類である。
- (54) 『伯爵清浦奎吾傳』上巻、三九〇ページ。
- (55) 国立公文書館、デジタルアーカイブ、件名「法典調査会総裁以下へ手当金下賜ノ件」、請求番号「本館二A・〇一三・〇〇〇 纂〇〇三〇四一〇〇」、明治二十七年六月一九日。
- (56) 『伯爵清浦奎吾傳』上巻、三九一ページ。
- (57) 拙著『監獄行政官僚と明治日本——小河滋次郎研究』七八～七九ページ。
- (58) 国立公文書館、アジア歴史資料センター、「法典調査会規則改正・御署名原本・明治三十二年・勅令四十八号」、請求番号「分館KS・〇〇〇・〇〇〇 御〇三七八八二〇〇」、明治三十二年。
- (59) 拙著『監獄行政官僚と明治日本——小河滋次郎研究』七九ページ。
- (60) 同右、拙著、七八ページ。
- (61) 同右、七二ページ参照。

- (62) 明治三三年四月一日現在『職員録』によれば司法大臣が清浦奎吾で一省一局(民刑局)だったのが、明治三四年四月一日現在『職員録』によれば司法大臣は金子堅太郎で、一省三局(総務局、民刑局、監獄局)となっている。拙著『監獄行政官僚と明治日本——小河滋次郎研究』七八ページ等で筆者は監獄局の内務省から司法省への移管を確認しているが、この時期の司法省大臣官房の編制替えによる司法省総務局の設置に関する経緯は不詳である。
- (63) 国立公文書館、アジア歴史資料センター、「法典調査会規則改正・御署名原本・明治三十六年・勅令二十四号」、請求番号「分館KS・〇〇〇・〇〇 御〇五四九二二〇〇」、明治三十六年三月。
- (64) 大日本帝國議會誌刊行會編『大日本帝國議會誌』第一卷(一九二六年)三ページ。
- (65) 同右、二ページ。
- (66) 近衛篤磨日記刊行會編『近衛篤磨日記(第一卷)』(鹿島研究所出版会、昭和四三年)一一五―一二六ページ。
- (67) 『近衛篤磨日記(第二卷)』二六一ページ。なお、高木豊三に関しては本稿一二二ページの『職員録(甲)』参照。
- (68) 戦前期日本官僚制研究会編、秦郁彦著『戦前期日本官僚制の制度・組織・人事』(東京大学出版会、一九八一年)三七ページ。
- (69) 同右。
- (70) 石渡誠三、石渡林太郎、木村栄一、宮沢玲子、若林高子編『藻汐草——石渡敏一・鉦子の思い出』(昭和六〇年)六五ページ。
- (71) 同右、六五―六六ページ。
- (72) 『近衛篤磨日記(第二卷)』六ページ。
- (73) 同右、六九ページ。
- (74) 同右、七〇ページ。
- (75) 同右、六六―六七ページ。
- (76) 同右、五〇三ページ。
- (77) 『近衛篤磨日記(第三卷)』三〇三ページ。
- (78) 同右、三三三ページ。
- (79) 同右、四三三ページ。
- (80) 同右、四六六ページ。
- (81) 同右。
- (82) 同右、四七七ページ。

- (83) 同右、五四～五五ページ。
- (84) 同右、五五～五六ページ。
- (85) 同右、六五ページ。
- (86) 原奎 郎編『原敬日記』第一卷、官界・言論人（福村出版、一九八一年）一六二ページに「陸奥大臣和歌山より議員に選舉せらる、國務大臣にて議員となりしは外に之なし」（明治三年七月五日）とある。
- (87) 宇野俊一校注『桂太郎自伝』（平凡社、一九九三年）二九二ページ。
- (88) 『近代日本政治史必携』一四四ページ、『原敬日記』第一卷三〇五ページ。
- (89) 『原敬日記』第一卷、二九一～二九二ページ。
- (90) 同右、二九五ページ。
- (91) 同右。
- (92) 同右、二九六ページ。
- (93) 同右、二九九ページ。なお、「伊藤新党問題と政党内閣の誕生」に関する分析として、坂本一登「伊藤博文と山県有朋」、伊藤隆編『山県有朋と近代日本』（吉川弘文館、二〇〇八年）一二七～一六〇ページ参照。
- (94) 同右。
- (95) 同右、三〇二ページ。
- (96) 同右、三四一ページ。
- (97) 『原敬日記』第二卷、政界進出、六一ページ。
- (98) 『自明治十七年至昭和七年 刑務所会同席上ニ於ケル訓示演述注意事項集』（刑務協会、昭和八年）一〇四～一〇五ページ。なお拙著『監獄行政官 僚と明治日本——小河滋次郎研究』八四～八五ページも参照頂きたい。
- (99) 『原敬日記』第二卷、一〇〇ページ。
- (100) 『新聞集成明治編年史』第二卷（新聞集成明治編年史編纂會、昭和二年）二四四ページ。
- (101) 『伯爵清浦奎吾傳』上卷、五八一ページ。
- (102) 『原敬日記』第二卷、一九九ページ。
- (103) 同右（明治四〇年一月二十九日、二七二ページ。なお注（106）に引用している明治三十七年五月一日現在『職員録（甲）』（印刷局）の農商務省の箇所を見ると、その大臣官房秘書課長秘書官として神山閏次の名がある。その神山秘書官が注（104）『清浦男爵 産業論集』の編者神山閏次である。

彼は確かに「清浦派」だったであろう。

(104) 神山閏次編『清浦男爵 産業論集』（博文館、明治三十九年五月）本文一ページ。

(105) 『原敬日記』第二卷、一七ページ。

(106) 明治三十七年五月一日現在『職員録（甲）』（印刷局）四二一～四一九ページ。

(107) 『原敬日記』第一卷（明治三十二年四月二七日）、一四三～一四四ページ。なお、当時の原の出版物に『埃及混合裁判』（金港堂、明治三十二年一月刊）がある。不平等条約改正のための裁判制度資料として、貴重な報告だったはずである。例えば、「（前略）埃及政府ハ此異議ヲ容レ法官ノ數ヲ改メ始審裁判所ノ裁判ニハ法官五名ヲ要シ内三名ハ外國人二名ハ埃及人トナシ控訴院ノ裁判ニハ法官七名ヲ要シ内四名ハ外國人三名ハ埃及人ト修正シタリ（後略）」（二四ページ）と。

(108) 『原敬日記』第一卷（明治三十二年一月二二日）、一五一ページ。

(109) 同右（明治三十二年五月一七日）、一五八ページ。

(110) 同右（明治三十五年八月一〇日）、一九六ページ。

(111) 同右（明治三十五年八月一三日）。

(112) 同右（明治三十八年五月三日）、二三四ページ。

(113) 国立公文書館、デジタルアーカイブ、件名「枢密院官制及事務規程ヲ定ム」、請求番号「本館二A・〇〇一・〇〇 類〇〇三三七一〇〇」、明治三十二年四月二八日。なお、この文書も注（53）の場合と同様に筆跡に濃淡がある。つまり、日付の箇所でも最初の行の「明治三十二年四月」はそのすべての文字が濃く、二番目の日付「明治三十二年四月廿八日」は「年」「月」「日」の三文字のみが濃く、数字の部分は薄い。つまり、二番目の日付は後日に書き込めるように数字に当たる部分は空欄で最初は書かれ、しかるべき時に数字のみ記入されたことが推測される。「勅令第二十二號」の「二十二」の箇所も同様である。諸橋襄著『明治憲法と枢密院制』（岩書房、昭和三十九年）に「勅令第□号」と表記された「枢密院官制」案が作成されていたとある。（一七ページ）

(114) 国立公文書館、アジア歴史資料センター、「任枢密顧問官 男爵清浦奎吾」、請求番号「本館二A・〇〇一・〇〇 別〇〇二二〇一〇〇」、明治三十九年四月一三日。

(115) 国立公文書館、デジタルアーカイブ、件名「貴族院議員男爵清浦奎吾外一名願ニ依リ貴族院議員ヲ免スルノ件」、請求番号「本館二A・〇一九・〇〇 任B〇〇四三三二〇〇」、明治三十九年四月二〇日。

(116) 『原敬日記』第二卷、六九ページ。なお、この引用箇所は明治三十六年七月七日の『原敬日記』の一節であり、文脈としては「伊藤を枢密に入る、事は山縣系内閣の奸計に出るものにて、伊藤を政友會より分離せしめ政黨を全く破壊して其政策を自由に行ひ内閣の維持を計るの企圖に出たるも

のなり」とある。明治三十九年四月の時点では、攻守所を代えて、清浦を「樞密に入る、事」が図られたと解釈出来るのではないか。

(117) 原奎一郎著『ふだん着の原敬』（毎日新聞社、昭和四六年）二四五ページ。

(118) 『原敬日記』第二卷、三八三ページ。

(119) 国立公文書館、アジア歴史資料センター、「任樞密院議長 樞密顧問官元帥陸軍大将正二位大勲位功一級公爵山県有朋」、請求番号「本館二A・〇〇一・〇〇〇別〇〇〇二二二〇〇」、明治四二年十一月一七日。

(120) 国立公文書館、アジア歴史資料センター、「任樞密院議長 樞密院副議長従二位勲一等子爵清浦奎吾」、請求番号「本館二A・〇〇一・〇〇〇別〇〇二二二二〇〇」、大正一二年二月八日。なお、樞密院に関する参考文献で、朝日政治経済叢書(5)『樞密院問題』（朝日新聞社、昭和五年）は興味深い。